

平成26年度  
事業概要  
( 計画編 )

長崎県西彼保健所  
(長崎県長崎振興局保健部)

## 1 . 1 広報・情報提供事項

### 1.1.1 広報事業

#### 【事業目的】

地域住民や関係機関に対して地域保健情報や保健所業務の情報発信を行う。

#### 【現状と課題】

保健医療情報に関するニーズが増大・多様化する中で、地域住民や関係機関に対して正確な情報を迅速かつ積極的に提供し、健康への意識を高めることがますます重要になっている。

#### 【計画】

- ・地域住民や団体との協働による啓発活動の展開。
- ・ホームページによる情報発信。

## 1 . 2 地域保健研修事項

### 1.2.1 管内地域保健関係職員等研修事業

#### 【事業目的】

地域の実情に即した幅広い分野の研修を実施することにより、市町職員を中心とした地域保健関係職員及び保健所職員の資質向上を図り、地域保健対策の円滑な推進を図る。

#### 【現状と課題】

- ・地域保健対策に係る人材は、公衆衛生の最新の専門知識に基づく指導的役割はもとより、地域保健の現場を支える実践力、健康危機管理への対応能力、虐待や精神の個別困難ケースへの対応等、様々な情勢や住民ニーズの多様化に対応していかなくてはならない状況にある。
- ・地域保健活動をより効果的に実施していくためには、日頃の活動の成果を明確化し、学的・研究的な視点での検証を実践していくことが重要である。

#### 【計画】

- ・市町との業務検討会（市町の希望により随時開催）
- ・管内市町地域保健・福祉担当課長等会議（年1回）
- ・保健所職員研修会（年5回）

### 1.2.2 学生等教育研修事業

#### 【事業目的】

地域の保健医療を担う人材の育成を行う。

#### 【現状と課題】

保健所における専門的・技術的・広域的機能を学び、保健所で行われる地域保健活動が

多職種や他機関との連携によって組織的に展開される協働作業であることを理解してもらうことが必要である。

**【計画】**

・要請のあった大学の実習生を受け入れる。

長崎大学医学部保健学科      4年生    6名

活水女子大学看護学科        4年生    5名

長崎県立大学シーボルト校    3年生    5名

## 2 . 1 統計調査事項

### 【事業目的】

厚生労働省の委託により、各種保健衛生統計報告、調査を実施し、厚生行政の基礎資料を得る。

### 【現状と課題】

保健所では、各種保健衛生統計報告、調査の取りまとめを行い、県を通じて厚生労働省へ報告している。

### 【計画】

- ・実施調査名：人口動態調査、医師・歯科医師・薬剤師調査、医療従事者調査、医療施設  
静態・動態調査、病院報告、患者調査、受療行動調査、国民生活基礎調査、  
地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例

## 3.1 栄養改善対策事項

### 3.1.1 栄養管理事業

#### 【事業目的】

栄養管理・危機管理を扱う調理従事者に対して、食事の提供に関する基本的事項の研修を行い、日常業務に必要な知識・技術の質の向上を図る。

#### 【現状と課題】

- ・職種や施設により知識や技術に顕著な差がある。

#### 【計画】

- ・調理師研修会（平成26年度実施なし）

### 3.1.2 栄養管理基盤整備事業

#### 【事業目的】

- ・給食施設指導票の結果を元に、各施設別の問題点に応じた巡回指導や研修会等を行い、給食管理に必要な知識の習得を支援する。
- ・県民が自ら食生活改善に取り組み、健康的な生活習慣を定着させるために、関連機関と連携し支援体制を充実させるとともに、食に関する環境整備を行う。

#### 【現状と課題】

- ・給食施設における危機管理・衛生管理への意識向上を支援する。
- ・市町栄養改善業務への支援を行う必要がある。
- ・生活スタイルの変化や食文化の変遷に伴い、欠食や栄養の偏りなどの問題がある。
- ・適切な栄養・食生活の実践により予防可能な疾病について、予防の徹底を図る必要がある。

#### 【計画】

- ・給食施設巡回指導
- ・市町栄養改善業務の支援
- ・地域の栄養改善に係る有資格者及び関係団体への支援（食生活改善推進員の活用及び強化）

## 3.2 食品衛生対策事項

### 3.2.1 食品取扱施設の許可及び監視指導

#### 【事業目的】

- ・食品衛生法及び長崎県食品衛生に関する条例に基づき、施設基準等について事前指導、許可事務を行う。
- ・条例に基づいた営業施設の届出や「ふぐによる食中毒防止対策要綱」に定められたふぐ処理施設の届出の受理を行う。

- ・食品営業許可施設や給食施設などにおいて食品衛生管理運営基準の遵守、適正表示について監視指導を行うとともに、収去検査を実施し、食品による事故の未然防止を図る。

#### 【現状と課題】

- ・管内の食品取扱施設数(平成26年3月末現在)は、法許可施設1593、条例許可施設69、給食施設113、条例届出施設3067。
- ・国内の食中毒の発生状況は、宿泊施設や飲食店での発生頻度が高く、被害状況が深刻化し、社会的に大きな影響を与えるケースも見られる。よって、これらの施設を重点的に監視し、食中毒の発生を未然に防止しなければならない。また、大規模な食品事故の防止のために、広域流通食品の製造業施設及び販売業施設に対する監視指導を強化する必要がある。

#### 【計画】

- ・「食品衛生法」、「長崎県食品衛生に関する条例」、「ふぐによる食中毒防止対策要綱」等に基づく許可または届出があった営業施設並びに給食施設等に立入検査を行い、食品衛生管理運営基準や食品の適正表示の遵守状況の確認並びに必要なに応じて収去検査やふき取り検査を実施し、営業者等に対する指導を行い、食品による健康被害の未然防止を図る。また、食品の取り扱い施設・設備並びに管理運営の優良なものに対して奨励的に表彰する制度を設け、年1回優良店の選定、表彰を行う。
- ・監視指導実施計画に基づく食品取扱施設の監視指導を実施(平成26年度目標監視数：1493施設)。
- ・収去検査実施計画に基づく食品の収去検査を実施(平成26年度目標数：155検体)。

### 3.2.2 食中毒防止対策事業

#### 【事業目的】

食品の安全性の確保、食品衛生思想の普及啓発を図り、食品による事故を未然に防止する。

#### 【現状と課題】

- ・技術の進歩により、食品は広域に流通し、また、消費者のニーズに合わせ多様化が進み県民の食品業界や行政に対する食品の安全・安心を求める意識も高まっている。
- ・長崎市に隣接するため、郊外型の大型店舗が多く、広域流通食品による事故等には特に注意が必要である。
- ・管内では、過去3年間に営業施設が原因施設となる食中毒事件は発生していない。

#### 【計画】

- ・食中毒を疑う事案が発生した場合は、迅速な調査、検体収集、検査、分析等を実施し、原因を早期に究明し被害の拡大を防ぐ。
- ・流通食品の安全性の確保するため、食品添加物等の規格基準検査、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査、残留農薬検査及び生食用カキの成分規格検査、採取海域の海水検査及びアレルギー物質検査を実施。
- ・食品の適切な取扱い方法や食中毒の防止方法など、食品に関する安全性確保のための正しい知識の普及啓発を図る。

### 3.2.3 HACCP 手法による衛生管理導入促進（長崎 HACCP）

#### 【事業目的】

長崎県では、食品の高度な衛生管理法である HACCP 手法による衛生管理を広く浸透させるため、食品製造施設、学校給食施設等における本県独自の簡易化された「ホップ・ステップ・HACCP」の導入を推進する。

#### 【現状と課題】

観光地である長崎市と隣接するため、特に「お土産」となる広域流通食品の製造業に対して「ホップ・ステップ・HACCP」による衛生管理の導入を図る必要がある。また、他の製造業においても同様に導入を推進していくことが求められている。

#### 【計画】

- ・食品製造施設及び食肉・魚介類販売業施設に対し、「ホップ・ステップ・HACCP」導入の情報提供及び助言を行う。
- ・既導入施設のステップアップのために、継続して指導を行う。
- ・ATP 拭き取り検査を導入し、科学的根拠に基づく指導を実施する。

## 4.1 生活衛生対策事項

### 4.1.1 営業施設の衛生確保事業

#### 【事業目的】

旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所において、利用者が衛生的なサービスを受けられるよう、施設に立入し衛生指導を実施する。

#### 【現状と課題】

- ・施設数（H26.3月末現在）：旅館 60、公衆浴場 15、興行場 1、理容所 93、美容所 164、クリーニング所 83。
- ・公衆浴場及び旅館の共同浴槽について、条例で定められた浴槽水の水質検査を適切に実施していない施設がある。
- ・H26年10月～11月に開催される「長崎がんばらんば国体」「長崎がんばらんば大会」期間中は、多くの方が長崎県に訪れ宿泊されるため、宿泊施設において更なる衛生確保を図るため立入検査を強化する必要がある。

#### 【計画】

- ・宿舍衛生の手引きを活用して「長崎がんばらんば国体」「長崎がんばらんば大会」期間中に利用されると思われる全宿泊施設に立入検査を行い、衛生確保を図る。特に問題のある施設に対しては重点的に繰り返し指導し、営業者の衛生管理に対する意識向上を図る。
- ・H25.2月に生活衛生課作成の「旅館・公衆浴場におけるレジオネラに関する対応マニュアル」に基づき、公衆浴場及び旅館に対し、浴槽水の水質検査を含めたレジオネラ症防止対策の確実な実施について周知徹底を図る。
- ・理容所・美容所の衛生確保を図るため立入検査を行うとともに、各同業組合と協力し衛生講習会を開催し、開設者や従業員の衛生管理に対する意識向上を図る。

### 4.1.2 ビル管理法に基づく衛生確保事業

#### 【事業目的】

特定建築物（多くの方が使用又は利用する建物）の衛生確保を図り、利用者の健康を守るとともに、事業の登録制度の促進により、営業者の資質の向上を図る。

#### 【現状と課題】

- ・特定建築物（H26.3月末現在）：23
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する事業登録施設数（H26.3月末現在）：10
- ・特定建築物に該当する旅館や公衆浴場等の許可を有する施設については、立入時に監視指導を実施しているが、大型店舗や事務所等の立入検査は実施していない。

#### 【計画】

- ・特定建築物に該当する大型店舗等についても監視指導を実施し、施設の衛生確保を図る。

### 4.1.3 遊泳用プールの監視指導

#### 【事業目的】



利用者が安心してプールを利用できるように、施設の安全及び衛生の確保を図り、事故を未然に防止する。

**【現状と課題】**

- ・ 遊泳用プール施設数（H26.3月末現在）：8（内1施設休業中）
- ・ プールの安全及び衛生管理については、「プールの安全標準指針」及び「遊泳用プールの衛生基準」に基づき指導を行っているところであるが、指針であり法的規制がないため、指導に苦慮している。

**【計画】**

遊泳用プール施設について、休業中の施設を除く全7施設の監視指導を実施し、施設の安全及び衛生管理体制の確保を図る。

#### 4.1.4 水道施設の衛生確保事業

**【事業目的】**

水道水を安心して飲めるように、安全な水の安定供給を図るとともに、市町が管理している水道施設（上水道・簡易水道）に立入りし衛生指導を実施する。

**【現状と課題】**

- ・ 施設数（H26.3月末現在）：20（上水道4、簡易水道16）
- ・ 管内の水道事業は小規模水道が数多く点在しており、水道施設の適切な資産管理、老朽施設の効率的な改修、運営基盤の強化や技術力の確保などさまざまな課題を抱えている。

**【計画】**

- ・ 上水道、簡易水道の全施設を監視指導し、安全な水の安定供給を図る。
- ・ 水道事業者（市町）に対し、簡易水道事業の統合及び、アセットマネジメントの実施等の指導を行う。

#### 4.1.5 温泉の保護と適正利用の推進

**【事業目的】**

温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するとともに、温泉の利用の適正化により、公共の福祉の増進に寄与する。

**【現状と課題】**

- ・ 温泉泉源数：7（内3施設休止中）（H26.3月末現在）
- ・ 温泉利用許可施設数：7（内1施設休止中）（H26.3月末現在）
- ・ 管内の温泉利用許可施設はすべて公衆浴場の許可施設。

**【計画】**

- ・ 温泉利用施設へ立入調査を行い、温泉成分等の掲示、温泉成分の定期的な分析等の遵守について指導を行う。

## 4.2 生活排水（浄化槽）対策事項

### 4.2.1 浄化槽の適正管理推進事業

#### 【事業目的】

浄化槽の設置、保守点検等について、設置届や保守点検業者の登録制度等で規制することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努める。

#### 【現状と課題】

- ・生活排水等の処理施設である浄化槽は、河川や海の環境保全に寄与しているところだが未だに適正管理がなされていない浄化槽が見受けられる。
- ・指定検査機関（長崎県浄化槽協会）による法定検査において、不適正と判断された浄化槽や法定検査受検拒否者に対して、適正な維持管理を実施するよう粘り強い指導が必要である。

#### 【計画】

- ・浄化槽法定検査受検拒否者や適正管理がなされていない浄化槽管理者に対しては、管内市町、指定検査機関及び浄化槽保守点検業者と連携して指導を行う。
- ・浄化槽保守点検業者への立入検査及び指導を行う。

## 4.3 廃棄物対策事項

### 4.3.1 一般廃棄物対策推進事業

#### 【事業目的】

一般廃棄物（し尿、ごみ等）の適正処理、処理施設の整備、再資源化及び減量化等について、市町等に対して指導、監督を行う。また、焼却施設からのダイオキシン類の発生量削減や最終処分場の適正化を推進する。

#### 【現状と課題】

- ・長崎県ごみ処理広域化計画に基づき、西海市、長与町及び時津町（長与・時津環境施設組合）は、現在、新たなごみ処理施設を建設中である。
- ・ごみ焼却に係るダイオキシンの発生、最終処分場からの有害物質の浸出、ごみ処理の広域化など一般廃棄物処理に係る問題解決に向けて、各市町と連携を図りながら対応を図る。
- ・長崎県海岸漂着物対策推進計画では、西海市の海岸の一部が海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）に選定されている。

#### 【計画】

- ・一般廃棄物処理施設への立入検査を行う。
- ・海辺の漂着物調査の実施：雪浦海水浴場（西海市）：年3回

### 4.3.2 産業廃棄物対策推進事業

#### 【事業目的】

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対して、リサイクルを含む適正な処理の指導を行い、生活環境の保全を図る。

#### 【現状と課題】

- ・未だに保管容量超過等の処理基準違反に違反する産業廃棄物処理業者が見受けられる。
- ・マニフェスト不交付や委託契約不備による産業廃棄物の引渡し・引受け行為が見受けられ、産業廃棄物処理法に基づく処理の周知・徹底が必要である。
- ・長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく事前協議を行わずに県外から搬入した産業廃棄物を処理している事例が見受けられており、同要綱に基づく処理の周知徹底が必要である。

#### 【計画】

- ・廃棄物適正処理推進指導員を中心として、産業廃棄物処理業者等への計画的な立入検査を実施する。収集運搬業者（４～１２回／年）、処分業者（６～１２回／年）
- ・産業廃棄物処理業者を対象に法の遵守及び廃棄物の適正処理を推進するため、研修会を実施。（年１回）
- ・廃棄物適正処理推進指導員による不法投棄パトロールを行う。
- ・特別管理産業廃棄物の適正処理に努めるため、病院等の排出事業者に対して立入検査・指導等を行う。

### 4.3.3 PCB 廃棄物対策事業

#### 【事業目的】

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の長期保管に伴う紛失や漏洩による環境汚染防止のため、PCB 廃棄物の保管及び処分・使用状況届出の提出指導をはじめ適正保管と早期処理の啓発・指導を行う。

#### 【現状と課題】

- ・高濃度 PCB 廃棄物の処理は、平成 25 年度が長崎県の J E S C O（日本環境安全事業株式会社）への重点搬入期間の最終年度となっていたが、全ての処理は完了していない。
- ・微量 PCB 含有機器については、平成 39 年 3 月までに処分するよう期間延長されたが保管の長期化による環境汚染防止のため、早期の処理を促す必要がある。

#### 【計画】

- ・「PCB 廃棄物の保管及び処分・使用状況報告書」の受理及び適正保管・期間内処理の指導。
- ・PCB 廃棄物を保管する全事業者所に対して、年 1 回の立入検査を行う。

### 4.3.4 リサイクルの推進

#### 【事業目的】

建設リサイクル法、自動車リサイクル法及びフロン回収破壊法等に基づき再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正処理の指導

を行い、生活環境の保全及び経済の健全な発展に寄与する。

#### 【現状と課題】

- ・自動車リサイクル法に基づき使用済廃自動車の引取・フロン回収・解体が適切に実施されるよう定期的な立入検査により啓発・指導が必要である。
- ・廃棄物の排出量削減については一定の効果はあるが、再生利用量については低い水準にある。
- ・建設リサイクル法に基づく解体等作業を実施していない事例が見受けられる。

#### 【計画】

- ・建設部局と合同で解体現場等のパトロール等を実施する。  
合同パトロール回数 2回/年(5月、10月)
- ・フロン回収破壊法に基づき年1回の立入検査を行う。
- ・自動車再資源化協力機構等とともに、自動車リサイクル法に基づく立入検査を行う。

### 4.3.5 不法投棄及び違法焼却対策

#### 【事業目的】

産業廃棄物処理業者への立入検査及び不法投棄パトロールを実施することにより、廃棄物の不適正処理や不法投棄・違法焼却の未然防止、早期発見、早期指導を図るほか、不法投棄物の撤去など不適正処理対策を推進する。

#### 【現状と課題】

- ・廃棄物の不法投棄や野外等での不法な焼却が後を絶たず、また、産業廃棄物処理業者による不適正処理が見受けられることから、その防止対策が重要な課題となっている。
- ・廃棄物適正処理推進指導員を3名配備し、計画的に産業廃棄物処理業者への立入検査、不法投棄パトロールを行い、廃棄物の不適正処理の未然防止に努めている。

#### 【計画】

- ・廃棄物適正処理推進指導員による不法投棄等防止パトロールを計画的に実施。
- ・6月の環境月間中に警察等関係機関と合同で一斉パトロールを実施。

### 4.3.6 レジ袋有料化対策

該当なし

## 4.4 環境保全対策事項

### 4.4.1 公共用水域及び地下水等の監視

#### 【事業目的】

環境基準の適合状況等について監視を行うため、県の公共用水域水質測定計画に基づき、管内海域及び流入河川、海水浴場などの公共用水水域等の水質汚濁状況を監視する。

#### 【現状と課題】

- ・公共用水域の監視結果については、管内の海域、河川とも環境基準を達成している。
- ・平成25年度の海水浴場の水質調査では、いずれの地点もAA基準であり、「適」に分類されている。

#### 【計画】

- ・管内公共用水域の水質調査の実施。  
海域：西彼3地点（年6回）、河川：西彼地区河川3地点（年6回）
- ・海水浴場水質調査の実施 2地点（遊泳前及び遊泳中の2回）

### 4.4.2 大気汚染防止法に基づく工場・事業場監視指導

#### 【事業目的】

大気汚染防止法に基づき、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙及び粉じん等による公害防止及び建築物の解体工事等に伴う石綿飛散防止を図るため、立入検査により監視・指導することで、生活環境を保全する。

#### 【現状と課題】

- ・アスベストを含む建築物の解体等において、飛散防止等措置等の監視・指導を行っている。
- ・法改正により、建築物・工作物の解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策の内容が一部変更になったことから更なる周知が必要である。

#### 【計画】

- ・ばい煙発生施設・粉じん発生施設への立入検査を実施。
- ・建設部局と合同で解体現場等の立入検査を実施。

### 4.4.3 水質汚濁防止法に基づく工場・事業場監視指導

#### 【事業目的】

水質汚濁防止法及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき、工場及び事業場からの排水を監視・指導することで、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止、生活環境の保全を図る。

#### 【現状と課題】

- ・管内には、水質汚濁防止法に定める特定事業場及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき排水調査を実施しているが、排水処理施設の維持管理の不備等から基準を超過した排水を排出する事業場が見られる。
- ・平成24年度の水質汚濁防止法改正により、有害物質貯蔵指定施設等については届出が必要となっており、構造基準の遵守が義務付けられている（既設分については3年間の暫定措置あり）。

#### 【計画】

- ・平成25年度に改定された「水質汚濁防止法に係る事務処理要領」に基づき、排水基準

が適用される事業場等に対し、計画的に立入検査・排水検査を実施。

- ・既設の有害物質貯蔵指定施設設置者等に対する構造基準適合周知の徹底

#### 4.4.4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視指導

##### 【事業目的】

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉等の規制対象施設に対する排出ガス等の検査を行い、排出基準の遵守を指導する。また、同法に基づく事業者によるダイオキシン類の自主測定及び報告の徹底を図ることにより、県民の健康保護を図る。

##### 【現状と課題】

- ・管内の廃棄物焼却炉等の特定施設から排出基準超過は確認されていない。

##### 【計画】

- ・特定施設を設置する事業場に対して立入検査を行うとともに、届出及び自主測定検査の報告について指導。
- ・環境政策課と合同による煙道排出ガス測定を含めた立入検査の実施。

#### 4.4.5 環境教育関係業務

##### 【事業目的】

「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」に基づき、学校、地域社会、職場における情報や機会の提供及び環境教育の推進を図る。

##### 【現状と課題】

学校や地域で開催される研修会・学習会等に学識経験者や実践活動家からなる環境アドバイザーを派遣する制度があるが、例年、同様の研修会等での派遣要請が多い。

##### 【計画】

- ・管内市町からの要請を受けた小学生等を対象とした水生生物調査等への参画。
- ・環境アドバイザー制度の更なる周知。

#### 4.4.6 公害苦情対応

##### 【事業目的】

典型7公害(環境基本法に定める「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」及び「悪臭」をいう。)の苦情等について、発生原因を究明・排除し、地域の生活環境を保全し、健康の保護に資する。

##### 【現状と課題】

- ・「騒音」、「振動」、「悪臭」は市町の固有事務であるが、苦情等があった際は、市町と連携して対応している。
- ・特に西彼地区において、豚舎等からの水質汚濁と悪臭のように複合的な苦情が寄せられることが多い。

##### 【計画】

当該苦情に対しては迅速な初期対応を図り、地域住民への真摯な対応を行う。

#### 4.4.7 地球温暖化防止対策

##### 【事業目的】

低炭素社会の実現に向けて新たな長崎県地球温暖化実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減を進める。

##### 【現状と課題】

県から2年間の任期で委嘱を受け、管内で3名の地球温暖化防止活動推進員が活動を行っている。

##### 【計画】

- ・長崎県地球温暖化防止活動推進員の資質向上を図るための各種研修会への参画。
- ・市町地球温暖化防止対策協議会に参画し、会が実施する活動・取り組みを支援。

#### 4.4.8 大気汚染情報（注意報等）の発信

##### 【事業目的】

光化学オキシダントやPM<sub>2.5</sub>などにより大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある事態が発生したとき、その事態を県民に周知させるにより、健康被害の発生を防止する。

##### 【現状と課題】

- ・大気汚染テレメータシステムを運用し、管内では西海市の雪浦、時津小学校の2局の大気測定局においてPM<sub>2.5</sub>など6物質の常時監視を行っている。
- ・PM<sub>2.5</sub>について、昨年度は2回（11月、2月）注意報を発令しており、今後も健康被害発生防止のため、速やかに対応が必要である。

##### 【計画】

県環境政策課からの常時監視の情報に基づき、大気汚染緊急時には西彼杵医師会及び管内5診療所等に速やかに情報提供を行う。

#### 4.4.9 未来環境条例指定地区巡回指導

該当なし

#### 4.4.10 環境放射線監視

該当なし

### 4.5 長崎県保健環境連合会関係業務

##### 【事業目的】

ごみの散乱を防止し、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進を図るため、行政機関と民間団体（環境保全活動団体等）が連携・協力し、民間団体が取り組む各種の実践活動や啓発・普及活動等を通じて、地域住民の環境美化意識の高揚を図る。

#### 【現状と課題】

市町保健環境連合会の活動内容について、時代背景に応じた体制づくりが必要である。

#### 【計画】

- ・長崎県保健環境連合会総会等への参画。
- ・人と環境にやさしいふるさと推進大会（「美しいふるさと推進大会」と「もったいない運動推進大会」の合同開催）への活動協力。

### 4.6 狂犬病予防対策事項

#### 【事業目的】

狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射接種率の向上、野犬・違反犬の捕獲抑留等を実施し、狂犬病の発生及びまん延を予防する。

#### 【現状と課題】

- ・平成25年度の管内登録頭数：5,053 頭。
- ・狂犬病の発生を予防するには、注射率 70%以上を確保する必要があるが、平成25年度の管内注射率は 76%であった。しかしながら数多くの未登録犬、予防注射無接種犬の存在が推測される。
- ・平成25年度の捕獲頭数：35 頭（返還頭数 0 頭）
- ・平成25年度の咬傷事故頭数：3 頭

#### 【計画】

- ・違反犬による事故発生を防ぐため、各市町と連携し違反犬捕獲を実施する。
- ・狂犬病予防担当者会議を開催し、狂犬病予防に係る事業を推進する。
- ・登録・注射及び適正飼養について、住民の意識向上を図る。
- ・狂犬病発生・まん延を防ぐため、登録数ならびに予防注射実施率の向上を図る。
- ・犬による咬傷事故が発生した場合、狂犬病予防員は長崎県狂犬病予防法施行細則取扱規程第3条に基づき検診を実施する。

### 4.7 動物愛護対策事項

#### 【事業目的】

「人と動物が共生できる地域社会」の実現に向けて、長崎県民一人ひとりの中に動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した適正な飼育方法、ひいては動物福祉を含めた動物愛護管理等を普及する。



#### 【現状と課題】

- ・引取有料化及び引取時の指導強化により、犬猫の引取頭数はここ数年減少傾向にあったものの、昨年は若干増加している（H24年度204頭 H25年度210頭）。
- ・野良ねこに対する餌やりにより、周辺の糞尿被害等による苦情が頻繁に寄せられている。
- ・平成24年度より、「所有者のいないネコに対する不妊・去勢事業」を実施している。平成25年度は36頭の手術を行った。

#### 【計画】

- ・動物の生涯飼育及び適正飼育等飼い主の責任と理解を深めるため、関係各市町や連携し県獣医師会西彼支部と協力して啓発及び指導を行い、引取頭数の抑制につなげる。
- ・平成26年度も「所有者のいないネコに対する不妊・去勢事業」を実施し、むやみな繁殖による頭数増加の抑制を図る。
- ・長崎県動物愛護推進協議会西彼支部(支部長：衛生環境課長、委員：開業獣医師2名、各市担当者により構成)の事務局として、動物愛護に関する様々な活動を推進する。
- ・動物愛護管理に係る苦情相談対応及び飼い主等への指導を行う。
- ・管内にある全動物取扱業者に対して監視指導を行う。

## 4.8 乳肉衛生対策事項

### 4.8.1 食鳥処理場の衛生

該当なし

### 4.8.2 化製場の衛生確保

該当なし

## 5 . 1 適性医療確保事項

### 5.1.1 医療機関立入り検査

#### 【事業目的】

医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査により、医療機関を科学的、かつ適正な医療を行う場にふわしいものとする。

#### 【現状と課題】

不適合事項があるときは、開設者又は管理者に改善計画書を求めることも含め、改善のために必要な指導を行う必要がある。

#### 【計画】

- ・病院は、毎年 1 回実施。
- ・診療所（歯科を含む）は 3 年～ 5 年に 1 回実施。有床診療所については 3 年に 1 回実施。

### 5.1.2 医療施設・施術所施設・衛生検査室の開設届、変更届等の申請事務

#### 【事業目的】

関係法令に基づく、開設、変更等の受付、開設調査等及び指導を行う。

#### 【現状と課題】

良質かつ適切な医療・施術等が提供されるために、関係法令に基づく医療施設許可申請及び届出の審査が必要である。

#### 【計画】

- ・病院、診療所、施術所等の開設届・変更許可申請及び変更届等の受付。
- ・開設、変更に伴う調査及び指導。

### 5.1.3 指定医療機関指定申請事務

#### 【事業目的】

関係法令に基づき、医療機関等からの指定申請事務を行う。

#### 【現状と課題】

関係法令に基づき、医療機関等の指定申請、指定辞退、変更届を受付けている。

#### 【計画】

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核指定医療機関指定申請。
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく被爆者一般疾病医療機関指定申請。

### 5.1.4 免許申請事務（医療従事者・栄養士・調理師）

#### 【事業目的】

医療従事者、栄養士、調理師の免許申請事務を行う。

#### 【現状と課題】

関係法令に基づき、国（厚生労働大臣免許）、県（県知事免許）の免許申請、籍訂正、書き換え交付申請、再交付申請等を受付けている。

#### 【計画】

- ・国（厚生労働大臣免許）の免許申請、籍訂正、書き換え交付申請、再交付申請
- ・県（県知事免許）の免許申請、籍訂正、書き換え交付申請、再交付申請

### 5.1.5 医療安全相談センター

#### 【事業目的】

医療に対する患者の苦情や相談に迅速に対応することにより、医療の安全と信頼を高めるとともに医療機関への情報提供を通じて患者サービスの向上を推進することにより、医療の安全と向上を図る。

#### 【現状と課題】

住民が安心してかけられる医療体制づくりを目指し、西彼地域医療安全相談センターを設置し、医療相談事業や関係機関の連絡調整会議の開催並びに医療安全の為の情報提供を行っている。

#### 【計画】

- ・医療安全相談センター連絡調整会議
- ・相談対応（随時）

## 5 . 2 医薬品等安全対策事項

### 5.2.1 薬事法に基づく監視指導

#### 【事業目的】

医薬品、医薬部外品、医療機器等の有効性、安全性の確保するため、薬局、製造販売業者、医薬品販売業者等に対し立入調査を実施する。

#### 【現状と課題】

- ・管内の薬事法関係施設数は、薬局 45、薬局製剤製造販売業 3、店舗販売業 19、卸売販売業 2、配置販売業 6、特例販売業 2、医療機器販売業・賃貸業 179 である。（H26.3 月末現在）
- ・改正薬事法（平成 26 年 6 月 12 日施行）後、新規許可施設及び既存店舗における医薬品の管理等を周知するため、積極的に立入調査を行っていく必要がある。

#### 【計画】

- ・改正薬事法施行後、医薬品の一斉取締り、許可更新時等を中心として施設の立入調査を行う。その際特に、改正薬事法への適応に重点を置き、施設の構造設備、管理状況等に

ついて指導を行うとともに医薬品の適正使用を図る。

- ・「薬と健康の週間」等の行事に伴い、地域の催し物において住民に対する医薬品の適正使用、医薬分業等の推進を図る。

### 5.2.2 毒物及び劇物取締法に基づく監視指導

#### 【事業目的】

毒物及び劇物による保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物営業者等に対する指導取締りを行う。

#### 【現状と課題】

- ・管内の毒物及び劇物関係登録施設は、製造施設 1、販売施設 47、特定毒物研究者 2 名である。(H26.3 月末現在)
- ・例年、毒物劇物販売施設に対し立入調査を行っているが、未だ譲渡手続きの不備、爆発物等の購入理由の確認義務違反等の違反が見られる。

#### 【計画】

- ・毒物劇物販売業登録施設に対し、農薬危害防止運動、医薬品の一斉取締り等の期間、登録更新時等を中心に、毒物劇物の管理状況、譲渡手続き等の監視指導を実施する。

### 5.2.3 麻薬及び向精神薬取締法等に基づく監視指導

#### 【事業目的】

麻薬、向精神薬及び覚せい剤乱用による保健衛生上の危害を防止するため、麻薬、向精神薬及び覚せい剤原料等取扱者に対する指導取締りを行う。

#### 【現状と課題】

- ・管内の麻薬取扱施設数は、病院 7、一般診療所 54、飼育動物診療施設 8、卸売業者 1、小売業 40 である。(H26.3 月末現在)
- ・医療用麻薬、向精神薬、覚せい剤原料の取扱いについては、「麻薬等講習会」及び県薬務行政室作成の「取扱いの手引き」で周知しているところであるが、未だに立入調査時に帳簿の記載の不備等の違反が見られる。

#### 【計画】

- ・麻薬、向精神薬、覚せい剤原料取扱い施設に対し、施用、保管、管理等に関する監視指導を実施する。

### 5.2.4 薬物乱用を根絶する地域社会づくり

#### 【事業目的】

麻薬、覚せい剤、違法ドラッグ等の薬物乱用による弊害を広く住民に周知し、薬物の乱用による危害防止を図るとともに、薬物乱用を根絶する社会環境づくりを推進する。

#### 【現状と課題】

- ・ H25 年度の不正けし抜去箇所 20 箇所、抜去本数セティゲルム種 2,178 株。
- ・ 西彼保健所地区薬物乱用防止指導員協議会設置。指導員数 22 名（H26.3 月末）
- ・ 乱用される薬物は、麻薬、覚せい剤、大麻のみならず、違法ドラッグや向精神薬へと広がりを見せている。また、インターネットの普及により誰もが容易に乱用薬物を入手できる環境になっている。

#### 【計画】

- ・ 「不正大麻・けし撲滅運動」の月間にあわせ不正けしの発見抜去に努める。
- ・ 「ダメ。ゼッタイ。普及運動」「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」とあわせ、薬物乱用防止の啓発を行う。
- ・ 「保健所地区薬物乱用防止指導員協議会」の地区指導員活動を推進し、地域における啓発活動を展開する。
- ・ 「薬物相談窓口事業」として一般からの啓発等の相談を受けるとともに、「薬物乱用防止教室」への講師派遣。啓発資材提供を行い、青少年への乱用防止の啓発を行う。

### 5.2.5 献血推進

#### 【事業目的】

住民の献血に対する理解を深めるための普及啓発及び献血協力者の確保等を推進し、必要とされる安全な血液製剤の安定供給を確保する。

#### 【現状と課題】

- ・ 管内の献血確保目標達成率は 90.4% であり、献血量が目標値に達成していない。
- ・ 16 ~ 19 歳の若年層の対年代別人口に対する献血者の割合が減少している。輸血用血液製剤や血漿分画製剤の大半は高齢者の医療に使用されており、健康な若い世代が高齢者医療の多くを支えている。今後少子高齢化が進むにつれ、現在の献血者比率がこのまま推移すると、救命医療に重大な支障をきたす恐れがある。

#### 【計画】

- ・ 特に 400ml 献血及び成分献血推進・普及のため「愛の血液助け合い運動」「はたちの献血キャンペーン」等による啓発を行う。
- ・ 保健所地区献血担当者会議を開催し、市町との連絡調整や意見・情報交換を図り献血率目標達成の方策を検討する。

## 7.1 地域医療関係事項

### 7.1.1 救急医療対策事業

#### 【事業目的】

初期救急医療及び2次救急医療体制の整備、充実を図る。

#### 【現状と課題】

関係機関の協力により、休日在宅当番医、救急輪番体制を実施している。

#### 【計画】

- ・ 休日在宅当番医の情報提供
- ・ 自動体外式除細動器（AED）の貸出し
- ・ 学園祭等での啓発活動

## 8.1 母子保健福祉対策事項

### 8.1.1 健やか親子21推進事業

#### 8.1.1.1 母子保健医療推進事業

##### 【事業目的】

- ・市町、医療機関、療育機関等と共に支援体制の強化を図る。
- ・管内母子保健担当者等の情報交換等を行い、母子保健における支援体制の強化を図る。
- ・母子保健従事者の資質の向上を図る。

##### 【現状と課題】

- ・身体障害や慢性疾患等を有する児の広域的な支援システムの構築を行う必要がある。
- ・低出生体重児支援については市町への権限委譲後、円滑に進められているが、医療、保健の連携、人材育成等について保健所の役割が期待されている。
- ・育児支援につなげられるよう地域の要望に応じた研修内容を実施することが必要である。

##### 【計画】

- ・母子保健推進協議会の開催（年1回）
- ・母子保健担当者連絡会の開催（年3回管内市町別）
- ・母子保健従事者研修会（年1回）

#### 8.1.1.2 発達障害児支援体制整備事業

##### 【事業目的】

発達障害児に対する支援は、早期の気づきと児の成長に効果的な対応を早期に行うことが必要であるため、発達段階に応じた発達障害児の支援体制の整備を図る。

##### 【現状と課題】

- ・ペアレントトレーニング技法を修了した者が技術を維持・向上できるよう、保育会が行うフォローアップ研修への支援が必要である。
- ・ペアレントトレーニングを基に、児童への適切な対応の基本知識及び療育に必要な技術について研修を行い、学童期の関係者が連携し、家族が相談しやすい環境を作る必要がある。

##### 【計画】

- ・保育会が行うフォローアップ研修会を支援。（年1回）
- ・市郡単位の学童期の発達支援研修会を開催。（年5回＋フォローアップ1回2クール）

#### 8.1.1.3 地域総合療育指導事業

##### 【事業目的】

- ・障害のある子どもの家族が仲間を作り、安心して子育てを行えるよう、家族会への支援等、地域の体制整備を行う。
- ・小児慢性特定疾患児や家族等が必要とする支援内容の把握し、関係機関を巻き込んだ支援体制づくりの構築を図る。

#### 【現状と課題】

- ・保護者が保育所や地域保健関係者と児の発達状態を共有しやすくするために、三歳児健診用リーフレットを作成したが、保護者の行動変容までは効果が得られず、リーフレットの見直しについて検討が必要である。
- ・地域の各親の会は成熟の度合いに差があり、状況に応じた支援が必要である。
- ・小児慢性特定疾患児に対しては、これまで申請時の関わりが中心で、支援の必要性の有無、どのようなニーズや課題があるのかなど把握が不十分であった。
- ・平成25年1月の国の報告で、慢性疾患を抱える児とその家族への支援体制の構築と、総合的な支援の実施が必要と示されている。
- ・小児慢性特定疾患医療受給者を対象に実施した平成25年度のニーズ調査結果を掘り下げ、さらに調査を行う必要がある。

#### 【計画】

- ・西彼地域発達支援連絡会（年2回）
- ・親の会支援（適宜）
- ・小児慢性特定疾患児と家族に対する災害対策等に関するニーズ調査を実施し、支援体制について関係者と協議する。

### 8.1.2 健やか親子サポート事業

#### 8.1.2.1 思春期保健対策事業

##### 【事業目的】

思春期の健全な母性父性の育成と妊娠、出産、子育て、また女性特有の健康問題や更年期等の、各ライフステージに応じた、適切な自己管理ができるよう支援する。

##### 【現状と課題】

- ・長崎県における人工妊娠中絶率は減少傾向にあるが、平成23年度も9.4と全国の7.5を上回っており、思春期世代への正しい知識の普及啓発が継続的に必要である。
- ・妊娠適齢期世代に対し、妊娠や不妊に関する正しい知識の普及啓発が必要である。
- ・思春期世代が抱えている問題点の把握、関係機関等の共有と対策の検討が必要である。

##### 【計画】

- ・思春期及び妊娠適齢期に関する若者世代への健康教育の実施
- ・相談窓口の開設
- ・思春期保健担当者連絡会
- ・思春期保健従事者研修会

#### 8.1.2.2 児童虐待防止推進事業

##### 【事業目的】

児童虐待の発生予防から早期発見、早期対応、再発予防まで総合的に推進し、市町に対して専門的、技術的立場から支援する。



#### 【現状と課題】

- ・児童虐待ゼロプロジェクトの有効活用。
- ・現行制度について各関係機関が共通理解を持ち積極的な運用が必要である。
- ・ハイリスクケースの早期発見と、予防的な関わりの重要性について、市町や医療機関と共有し、既存事業の有効活用を図ることが必要である。

#### 【計画】

- ・時津町との定例カンファレンスへの参加（月1回）
- ・管内市町と産科医療機関との連携会議（年1回）
- ・管内市町と虐待予防の啓発活動について検討（年1回）

### 8.1.2.3 女性健康支援センター事業

#### 【事業目的】

女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を過ごせるよう、女性特有の様々な健康問題に対する相談に応じ、健康づくりを支援する。

#### 【現状と課題】

- ・更年期や排尿障害等、女性特有の健康課題に対する社会的関心が高まりつつある。
- ・当所の女性の健康に関する相談窓口の利用者は少なく、窓口の周知が十分ではない。

#### 【計画】

- ・女性の健康に関する相談窓口をホームページ等により周知を行う。

### 8.1.2.4 不妊サポートセンター事業

#### 【事業目的】

不妊に悩む夫婦等の悩みや不安の軽減を図るために、不妊に関する相談・情報提供を行う。

#### 【現状と課題】

- ・不妊治療費助成の申請目的での来所者の中には、様々な悩みを抱えている状況がある。
- ・当所の不妊サポートセンターの相談窓口としての周知が十分ではないため、相談利用者は少ない。
- ・平成25年度に実施した不妊に関するニーズ調査について、平成26年度には調査結果を分析し、支援方法を検討する必要がある。

#### 【計画】

- ・不妊治療に関する情報提供や相談に応じる不妊サポートセンター窓口の周知
- ・25年度に実施した当事者へのニーズ調査の分析
- ・県内指定医療機関への調査
- ・関係機関との協議（母子保健推進協議会など）

### 8.1.3 特定不妊治療費助成事業

#### 【事業目的】

特定不妊治療のうち、治療費が高額で医療保険の適用外である体外受精及び顕微授精について、治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

#### 【現状と課題】

- ・年々管内受理件数の増加。今後も晩婚化などに伴い申請件数の増加が予測される。
- ・H26年度より、助成内容の変更あり。速やかな周知が必要。

#### 【計画】

- ・助成内容、申請方法の周知・様式の提供（広報・ホームページ・来所・郵送）
- ・申請に関する問い合わせの対応

### 8.1.4 小児慢性特定疾患治療研究事業

#### 【事業目的】

児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより治療が長期にわたり、療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、治療方法に関する研究等に資する医療の給付や、その他の事業を行う。

#### 【現状と課題】

- ・管内における小児慢性特定疾患医療受給者は、各市町ともに増加傾向にある。
- ・法改正に伴い対象疾患の追加等が行われるため、新規・更新対象者への周知が必要。

#### 【計画】

- ・助成内容、申請方法の周知・様式の提供（広報・ホームページ・来所・郵送）
- ・申請に関する問い合わせの対応

## 8.2 高齢者保健対策事項

### 8.2.1 介護予防市町推進事業

#### 【事業目的】

市町村が保険者として、効果的・効率的に介護予防関連事業を展開できるよう支援する。

#### 【現状と課題】

管内の高齢化率、要支援介護者の割合は、西海市は県平均より高く、長与町、時津町は低い。今後は、各市町において高齢化率・要支援要介護者の割合は増加することが予想され、介護予防事業への取組は必要不可欠である。

#### 【計画】

- ・市町開催の介護保険運営協議会等への参画
- ・地域リハビリテーション広域支援センターと市町支援について検討

### 8.2.2 在宅高齢者栄養・口腔ケア連携事業

#### 【事業目的】

摂食や嚥下、口腔機能に問題のある高齢者が、在宅においても安心して自分らしい生活ができるよう、保健・医療・福祉関係者の資質の向上と支援体制の整備をおこなう。

#### 【現状と課題】

- ・事業所対象に調査した結果、口腔ケアの重要性は認識しているが、職員の技術的な課題から実施に至らない状況が判明した。そこで平成24年度に作業部会を開催し、西彼歯科医師会を中心とし地域連携体制を検討してきた。今後も、各関係機関と協働した取り組みを継続していく必要がある。
- ・西彼歯科医師会を中心とし、医師会、栄養士会、介護関係者と連携し開催している自主学習会が定着してきた。継続にむけて支援する必要がある。
- ・作業部会において作成した「口の健康チェック票」の事業所での活用を推進しながら、口腔ケアの重要性について啓発していく必要がある。

#### 【計画】

- ・口腔ケア等実践者養成研修会の開催
- ・口のリハビリテーション地域医療・連携事業作業部会の開催
- ・口のリハビリテーション学習会開催支援

## 9 . 1 歯科保健対策事項

### 9.1.1 長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業

#### 【事業目的】

長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例、歯なまるスマイルプラン（長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画）の実現を目指し、歯科保健の実態を把握し、生涯を通じた歯の健康づくりの推進を図る。

#### 【現状と課題】

- ・管内の乳幼児のむし歯の有病状況は県平均より少ない状況である。
- ・成人期、高齢期においては、市町で歯周疾患検診を実施しているが、受診率は低い状況である。
- ・要介護者等においては、西彼歯科医師会を中心としたネットワークができつつある。今後も口腔ケアを充実させるため、関係機関との連携、支援者の意識とスキルアップの向上、普及啓発が重要である。

#### 【計画】

- ・地域歯科保健推進協議会の開催（年1回）
- ・歯科保健の普及啓発（保健所ホームページ、市報掲載等）
- ・市町事業への支援

### 9.1.2 障害者巡回歯科診療事業

#### 【事業目的】

障害者協力医との連携のもと、巡回歯科診療車により安心した医療サービスの提供を図る。

#### 【現状と課題】

在宅で利用される方は少なく、また、利用される施設も限定されていることから、周知方法について検討が必要である。

#### 【計画】

- ・平成27年度実施予定

### 9.1.3 フッ化物洗口推進事業

#### 【事業目的】

う蝕の県内全体の予防体制としての集団によるフッ化物洗口の推進

#### 【現状と課題】

- ・管内でフッ化物洗口を実施している施設は少ない状況である。

**【計画】**

- ・ 歯科保健担当国会議の開催（年 1 回）
- ・ 歯科保健関係者研修会の開催（年 1 回）

## 10.1 精神保健福祉対策事項

### 10.1.1 適正な精神医療の確保

#### 【事業目的】

- ・精神障害者の人権に配慮した適切な医療の確保を図り、療養環境の向上を促進する。
- ・関係機関との連携による治療中断・未治療者等に対する危機介入や支援を行う。

#### 【現状と課題】

- ・精神障害者の保護申請通報件数は年々増加しており、人格障害等の対応困難事例が増加傾向にある。
- ・一般救急医療における精神科領域の患者の増加や、身体合併症を有する精神科患者の受け入れ体制等が十分ではない。

#### 【計画】

- ・精神科病院の現地指導(年1回)及び必要に応じた現地審査を行う。
- ・協議会等において収集した情報等を検証し、人権に配慮した医療提供体制の情報提供や関係機関との連携を図る。
- ・長崎圏域において、関係機関と精神科救急医療連携体制について検討する。

### 10.1.2 精神保健福祉相談事業

#### 【事業目的】

一般住民や関係機関からの精神障害者及び精神保健福祉医療に関する専門相談や対応方法等について、適切な相談支援を行う。

#### 【現状と課題】

- ・電話相談、面接相談の件数は横ばいで推移している。
- ・相談は、市町からの紹介が主であり、住民が直接相談できるよう保健所窓口の周知を図る必要がある。また、相談内容の多くが困難事例であり、専門的な対応が求められるため、今後も、スタッフの資質向上を図っていく必要がある。

#### 【計画】

- ・随時保健所職員相談対応(電話相談、面接相談)
- ・囑託医相談の実施(1回/月 第2金曜日)
- ・相談窓口の周知(広報依頼、HP掲載)
- ・相談支援事業関係職員への勉強会、検討会の開催

### 10.1.3 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

#### 【事業目的】

精神障害者の地域移行や精神科病院退院後の地域定着を推進するため、関係機関とのネットワーク等の体制整備を行う。

#### 【現状と課題】

- ・管内医療機関では、入院患者の21.6%(H23.6.30)が10年以上の長期入院者であり、入院中心のケアから地域社会でのケアへの流れを推進し、精神障害者の社会復帰と地域定着を促進していくことが必要である。
- ・各市町に自立支援協議会が設置されているが、精神障害者への支援体制整備を検討するまでには至っておらず、地域差が大きい。

#### 【計画】

- ・関係機関との連携強化：担当者連絡会の開催（2回）
- ・関係者の資質向上：研修会の開催（1回）
- ・ピアサポーターの活用
- ・市町支援：自立支援協議会に参画

### 10.1.4 精神障害者社会適応訓練事業

#### 【事業目的】

通院中の精神障害者の中で比較的症状は安定しているが一般就労が困難な者に対して、社会復帰に理解のある事業所で一定期間の社会適応訓練を実施し、精神障害者の社会復帰を促進する。

#### 【現状と課題】

- ・登録事業所が28箇所あるものの、利用者は年々減少傾向にある。一方で、精神障害者の就労や生活にかかる障害福祉サービス事業所等は整備され地域の受け皿が拡充しているが、地域差がある。
- ・訓練利用希望者にとって、障害福祉サービス事業所等の利用検討を含め、適切な制度及び事業選択が重要となる。

#### 【計画】

- ・社会適応訓練事業運営協議会（適宜）
- ・事業所訪問（適宜）

### 10.1.5 高次脳機能障害支援普及事業

#### 【事業目的】

高次脳機能障害の理解に関する啓発や相談窓口の周知を行う。

#### 【現状と課題】

- ・当管内では、相談件数が少ない現状である。
- ・本障害の理解促進と受け皿の拡充を目的に、平成21年度～23年度に関係機関を対象に学習会や平成24年度～25年度に出前講座を実施してきた。今後は、引き続き相談窓口の周知徹底が必要である。

#### 【計画】

- ・相談支援活動（市町や支援機関等とのケース検討）（適宜）

- ・普及啓発活動（市町広報誌への情報掲載）

### 10.1.6 自殺対策推進事業

#### 【事業目的】

様々な分野の関係機関が連携・協働して自殺対策事業を行うことにより、管内自殺者の減少を目指す。

#### 【現状と課題】

- ・管内の自殺者の標準化死亡比では、長与町の女性以外は全国より高値である。市町をはじめ関係機関との連携による自殺ハイリスク者の早期発見、早期対応に向けた普及啓発及び体制整備が必要である。
- ・長崎県の10代の死因の1位は自殺（H24年）であり、若者を対象とした自殺対策への効果的な普及啓発方法を開発していく必要がある。

#### 【計画】

- 1) 自殺ハイリスク者への早期発見や適切な相談機関へつなぐための体制整備を行う。
  - 自死遺族への個別支援、必要時に分かち合いの場の開催。
  - 出前形式による講話（年2回以上）。
  - ゲートキーパーの養成（随時）。
  - 生徒に対するこころの健康教育。（随時）。
- 2) 相談機能の充実を図るため暮らしとこころの相談会等を開催する。
  - 暮らしとこころの相談会（年7回：西海市6回うち夜間1回、時津町夜間1回）。
  - ミニ講座（年1回）
- 3) 自殺対策における地域支援を充実するために関係機関との連携強化を図る。
  - cocoro 支援作業部会の開催（年2回）
  - 管内市町の庁内連携会議等へ参加（随時）

### 10.1.7 ひきこもり対策推進事業

#### 【事業目的】

「ひきこもり地域支援センター」として、地域における関係機関との連携体制の構築、普及啓発を行い、ひきこもりに悩む人や家族の支援を行う。

#### 【現状と課題】

- ・当所への相談状況は、ひきこもりを主訴としたケースはほとんどなかった。今後も継続的に「ひきこもり地域支援センター」の周知を図るとともに、関係機関との連携を図りながらケースの掘り起こしを行う必要がある。
- ・家族教室やつどいについては、家族の継続的な参加が難しい現状があったが、家族同士が集える場は確保していく必要がある。今後は、個別相談を中心的に行いながら、つどいのあり方についても検討していく。

#### 【計画】



- ・当事者支援：随時相談対応。必要時関係者間での検討会
- ・家族支援：ひきこもり家族のつどい
- ・普及啓発：一般住民・関係機関職員を対象としたひきこもり支援研修会
- ・ひきこもり支援関係者連絡会

#### 10.1.8 障害者の明るいくらし事業

##### 【事業目的】

精神障害者が、地域社会の中で安心して生活し社会参加できるように、関係機関と連携を図りながら、精神障害に関する正しい知識の普及啓発やボランティア支援等を行う。

##### 【現状と課題】

- ・精神保健福祉ボランティア養成講座（当所主催）の受講者が集まり、管内に2ヶ所の精神保健福祉ボランティアグループ（「クレヨンの会：長与町、虹の会：時津町」）が設立された。健康まつり等で紙芝居を使った健康教育や、作業所等で個別相談を行うなど、自主組織活動を行っている。
- ・関係機関との連携による活動場所の開拓と、会員数が少ないため会員増加に向けたPR活動が必要である。

##### 【計画】

- ・自主組織グループの側面的支援を行い、必要時には連携を図りながら事業に協働で取り組む。

## 1 1 . 1 難病対策事項

### 1 1 . 1 . 1 難病患者地域対策推進事業

#### 【事業目的】

難病患者に対し、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図る。

#### 【現状と課題】

- ・管内特定疾患医療受給者証所持者数は年々増加している。その中でも介護度が高いとされる神経難病は、多くのサービスや制度の導入が必要であるため、関係機関と連携した在宅療養支援が必要である。
- ・専門医療機関や難病相談・支援センターは長崎市内にあり、時津町・長与町からは利用しやすい状況である。しかし、西海市においては交通の便が悪く利用が難しい。

#### 【計画】

- ・在宅療養支援計画策定・評価事業の実施
- ・訪問相談事業の実施
- ・医療相談事業の実施（年2回、西海市での実施）
- ・難病従事者研修会の実施
- ・難病患者療養生活調査の実施（アンケート調査、災害時対応マニュアル作成）

### 1 1 . 1 . 2 特定疾患治療研究事業

#### 【事業目的】

稀少で、原因不明、治療法未確立であり、かつ、生活面への長期にわたる支障がある疾病として調査研究を進めている疾患(130疾患)のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が比較的少ない特定疾患治療研究対象疾患(56疾患)について、医療の確立、普及を図るとともに、患者の負担の軽減を図る。

#### 【現状と課題】

- ・難病対策の法制化により、特定疾患治療研究事業の対象疾患数が現行の56疾患から300疾患へと拡大することから新規の受付数の増加が見込まれる。
- ・申請時の提出書類の変更、自己負担額の変更等に伴い、相談対応の件数がさらに増えることが予測される。

#### 【計画】

- ・特定疾患治療研究事業申請受付
- ・特定疾患治療研究事業に関する電話・来所相談対応

## 1 1 . 2 骨髄バンク・臓器移植推進対策事項

### 【事業目的】

骨髄提供希望者に対して、骨髄移植及び骨髄バンク事業についての説明、登録手続きを行い、骨髄バンクと臓器移植推進のため普及啓発に努める。

### 【現状と課題】

- ・ポスター掲示等での普及啓発を行っているが、当所では骨髄バンク登録や相談はほとんどない状態である。

### 【計画】

- ・骨髄バンク事業ドナー登録受付
- ・骨髄バンク事業と臓器移植に関する普及啓発、相談対応

## 12.1 感染症対策事項

### 12.1.1 感染症予防事業

#### 【事業目的】

- ・ 感染症発生の予防及びまん延防止のため、正しい知識の普及を図る。
- ・ 関係機関との連携体制を構築し、感染症対策に必要な基盤を整備する。

#### 【現状と課題】

- ・ 季節性インフルエンザやノロウイルス等による感染性胃腸炎の集団発生は特に冬季にみられる。また、管内では日本紅斑熱の発生が多い。
- ・ 感染症発生時は迅速な対応が求められるため、平時から関係機関との連携が不可欠である。
- ・ 平成25年度には全国的に風疹が流行したため、先天性風疹症候群発生予防を行うことが重要である。

#### 【計画】

- ・ 西彼地域感染症対策協議会の開催（1回）
- ・ 感染症発生時の迅速、的確な対応
- ・ 普及啓発活動
- ・ 風疹抗体検査の実施

### 12.1.2 感染症発生動向調査事業

#### 【事業目的】

一～五類感染症について発生情報を収集、分析、提供、公開を行うことにより感染症の発生予防、蔓延防止及び適切な医療の情報提供促進を図る。

#### 【現状と課題】

定点医療機関の協力により感染症発生情報を収集し、長崎県感染症情報センターに報告し、センターから還元された情報を住民及び関係者へ提供を行っている。

#### 【計画】

- ・ 情報の収集、還元の実施。毎週保健所ホームページ等へ掲載
- ・ 流行している情報をタイムリーに情報提供し、必要時注意喚起を実施

### 12.1.3 予防接種事業

#### 【事業目的】

市町と連携し適切な情報提供と予防接種勧奨に取り組み、感染症の発生及び蔓延防止を図る。

#### 【現状と課題】

国の目標に達していない予防接種があることから、市町と連携し受診率向上を目指す必要がある。

#### 【計画】

- ・ 情報収集、提供、相談、指導の実施
- ・ 予防接種後健康状況調査実施（H26～27年度）

### 12.1.4 肝炎対策事業

#### 【事業目的】

B型C型肝炎ウイルス検査を促進し、早期発見・治療に結びつけるとともに、感染者に対する相談、治療が円滑に行われるように推進する

#### 【現状と課題】

- ・ 肝炎に関する相談および検査は減少傾向にある。また、肝炎治療特別促進事業申請数も横ばいである。

#### 【計画】

- ・ B型、C型肝炎相談及びHBs抗原、HCV抗体検査の実施
- ・ 肝炎治療特別促進事業申請受付の実施
- ・ 普及啓発活動。肝炎デーにあわせてイベントを開催

### 12.1.5 エイズ・性感染症予防事業

#### 【事業目的】

エイズ・性感染症の理解に関する啓発や、匿名・無料検査相談窓口の周知を図る。

#### 【現状と課題】

性感染症とエイズ検査の受検者は、横ばい傾向、相談件数は減少傾向にある。HIV陽性者は出ていないが、クラミジアの感染者は増加している。

#### 【計画】

- ・ エイズ・性感染症相談窓口の開設
- ・ HIV抗体検査及びクラミジア抗体検査の実施  
(月・火曜通常検査、毎月第四月曜 夜間検査、イベント時臨時検査)
- ・ 普及啓発活動、健康教育の実施

## 1 2 . 2 結核対策事項

### 12.2.1 結核予防対策推進事業

#### 12.2.1.1 発生の予防及び蔓延の防止

##### 【事業目的】

結核の発生の予防及び蔓延防止を図る。

##### 【現状と課題】

結核は過去の病気という認識があり、結核の普及啓発を行う必要がある。

##### 【計画】

- ・結核予防週間時の広報活動を行う。
- ・医療、福祉関係者の結核実務者研修会を行う。
- ・新結核患者に対し、早期患者訪問及び疫学調査を行う。

#### 12.2.1.2 適正な結核医療確保

##### 【事業目的】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、医療費公費負担に  
関して必要な事項を審議する。

##### 【現状と課題】

30日以内の期間を定めて入院勧告の実施、法37の2の申請から1月以内に費用負担の  
可決決定の必要があることから、30日を超えない範囲で開催している。

##### 【計画】

- ・結核診査専門部会を開催する。

#### 12.2.1.3 結核発生動向調査事業

##### 【事業目的】

結核について発生状況情報を収集、分析、提供を行うことにより結核の発生予防、蔓延  
防止を目的とする。

##### 【現状と課題】

随時、新しい情報をシステムに入力し、還元された情報を住民及び関係者へ情報提供を  
行っている。

##### 【計画】

- ・結核研修会等での情報還元

## 12.2.2 結核対策特別推進事業

### 12.2.2.1 治療完遂のための患者支援

#### 【事業目的】

関係機関等との連携のもと、治療中断のリスク・患者の利便性・地域の実情を考慮したDOTS事業を実施することにより、患者に対する服薬支援を徹底し、患者の完全治癒を図る。

#### 【現状と課題】

服薬支援は全ての治療者に対して実施しており、治療は脱落なく、全ての者が治療完遂している。

#### 【計画】

- ・全ての治療者に対して、服薬支援の実施
- ・ケースに応じたDOTSカンファレンスの実施、充実

### 12.2.2.2 高齢者結核対策

#### 【事業目的】

結核を早期発見し、早期治療につなげることで感染拡大防止を図る。

#### 【現状と課題】

高齢者は罹患率が高い状況にあり、患者の殆どが医療機関を受診して発見されていることから、有症状の早期受診・早期診断が重要となっている。

#### 【計画】

- ・高齢者施設・高齢者介護職員等の研修会の実施
- ・高齢者施設等へ結核に関する資料の提供

### 12.2.2.3 結核菌分子疫学調査

該当なし

## 14.1 健康危機管理機能強化事項

### 【事業目的】

健康危機発生時に迅速かつ適切に対応するため、対策の強化を図る。

### 【現状と課題】

強毒性の新型インフルエンザ・新種のコロナウイルス感染症及び鳥インフルエンザ等が発生する危険性が懸念されるため感染防止対策の重要性が高まっている。

### 【計画】

- ・各種対応マニュアルの改訂

## 14.2 健康なまちづくり推進事項

### 14.2.1 地域保健医療対策事業

#### 14.2.1.1 圏域版 医療計画推進事業

### 【事業目的】

医療供給体制等について協議を行う。

### 【現状と課題】

新医療計画の中に新たに「精神科医療」が追加されたことに伴い、精神科救急連携強化事業を実施予定

### 【計画】

- ・西彼地域保健医療対策協議会の実施
- ・精神科救急医療について、関係機関との連絡会を実施

#### 14.2.1.2 CKD 対策事業

### 【事業目的】

腎機能低下の早期発見・早期治療によって、機能低下がまだ軽度である状態から治療を開始し、末期腎不全の患者を減らす。

### 【現状と課題】

- ・わが国では、成人の8人に1人が慢性腎臓病（以下、CKDと記す）といわれているが、早期には自覚症状が乏しいため本人が気づいていなかったり、健診等で異常を指摘されても医療機関を受診しない人が多いといわれている。また、他疾患で医療機関を受診していてもCKDに対する適切な治療が行われないうままに、透析治療が必要になって初めて専門医に紹介される場合もある。
- ・県内の透析患者数は約3,900人（平成24年3月末）、人口100万対の患者数は全国平均より高く、管内市町については、1市が全国・県平均より高い状況である。



(人口100万対 全国 2,431 長崎県 2,768  
西海市 3,111 長与町 1,904 時津町 1,993 )

- ・市町における特定健診では、CKD早期発見のための血液検査や尿検査を行っているが、受診率は低く、また、保健所においては、管内市町の受診後の保健指導や医療との連携状況を把握できていない状況である。

#### 【計画】

- ・所内検討会の実施 4回  
ワーキングの設置・CKD対策に関する地域診断の実施
- ・管内市町との意見交換会の実施 3回  
各市町担当者との協議の場を設け、情報を共有する。
- ・管内関係機関連絡会の開催 1回  
管内のCKD対策に係る機関（医療機関・各関係団体・行政等）で情報を共有し地域の課題を見出す。

### 14.2.1.3 脳卒中地域連携推進事業

#### 【事業目的】

長崎地域における脳卒中に関する保健・医療・福祉の連携を図り、質の高い提供体制の推進を図る。

#### 【現状と課題】

- ・長崎地区の脳卒中対策を協議し、関係者間の連携を図るため、長崎地域脳卒中連携協議会を設置している。
- ・長崎地域脳卒中検討委員会の下部組織として長崎地区脳卒中センター等会議を設置する。

#### 【計画】

- ・長崎市と協議し協議会を開催。
- ・長崎地域脳卒中センター等会議設置に向けて、長崎市と協議。

### 14.2.2 健康ながさき21推進事業

#### 14.2.2.1 たばこ対策事業

#### 【事業目的】

- ・公共施設における受動喫煙防止を推進する。
- ・未成年者の喫煙防止を図る。

#### 【現状と課題】

- ・市町が管理する施設の禁煙・分煙実施率は、98.4%である。市町管理ではない公共施設における禁煙・分煙実施率は不明であるが、対策は不十分である。
- ・未成年者の喫煙状況については不明であるが、喫煙防止対策について継続して取り組む

必要がある。

【計画】

- ・市町が管理する施設の禁煙・分煙調査。飲食店における禁煙対策についての普及啓発。
- ・未成年者の喫煙防止について、教育委員会及び養護教諭と連携しての普及啓発。

#### 14.2.2.2 がん対策事業

【事業目的】

- ・がん検診による早期発見・早期治療の実現によりがんによる死亡者を減らす。
- ・生活習慣の改善によるがん予防を図る。

【現状と課題】

- ・がんは、長崎県における死因の第1位であり、約3人に1人ががんで死亡している。
- ・がんによる死亡率は全国ワースト9位である。（長崎県）

【計画】

- ・がん検診の普及啓発
- ・がん予防における正しい知識の普及

#### 14.2.2.3 栄養・食生活による健康づくり事業

【事業目的】

生活習慣が原因となる疾患の発症を防止し、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上等を実現する。

【現状と課題】

- ・生活習慣病予防に重要な生活習慣の改善が進んでいない（健康ながさき21最終評価結果より）。
- ・県民一人ひとりの健康意識を一層高めるとともに、生活習慣の改善の取り組み（1次予防）と健診受診（2次予防）を併せた健康づくり対策を、市町・関係団体と連携して計画的、総合的に推進する必要がある。

【計画】

- ・「健康づくり応援の店」事業の推進
- ・食育推進

#### 14.2.2.4 こころの健康づくり、その他

【事業目的】

【現状と課題】

【計画】

- ・10.1.6 自殺対策推進事業に準ずる。

#### 14.2.3 地域・職域連携推進事業

【事業目的】

- ・地域保健と職域保健の連携により、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図る。
- ・地域住民が生涯を通じて健康づくりができるよう支援する。

#### 【現状と課題】

- ・事業所（特に小規模事業所）における産業保健サービスの提供が十分ではない。
- ・職域保健の現状を把握し連携していく方策が未確立であり、十分に対応できていない。
- ・健康寿命の延伸に向けての実効的な対策をとる必要がある。

#### 【計画】

- ・協議会の開催（年1回）
- ・関係機関と連携し、職域の健康づくり推進（西彼の健康づくり運動リーダー事業）に取り組む。

### 14.2.4 地域リハビリテーション支援体制整備事業

#### 【事業目的】

高齢者や障害者が住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、高齢者や障害者の様々な状態に応じた地域のリハビリテーション事業や介護予防事業が、適切かつ円滑に提供される体制整備を図るとともに、保健・医療・福祉の関係者等のネットワークづくりを推進する。

#### 【現状と課題】

- ・長崎地域リハビリテーション広域支援センター（長崎大学医学部保健学科）とその協力病院や協力団体と連携し、地域リハビリテーション支援体制の整備を行っている。
- ・連絡協議会において圏域内市町および関係機関との連携により、地域格差および地域ニーズを把握し、効果的な施策を検討することが必要である。

#### 【計画】

- 1）長崎地域リハビリテーション連絡協議会の開催（年1回）
- 2）長崎地域リハビリテーション広域支援センター運営への協力（適宜）
  - 広域支援センター運営委員会への参画
  - ブロック企画運営会議への参画

## 14.3 情報の収集、整理および活用事項

### 14.3.1 地域診断事業

#### 【事業目的】

情報の収集、分析及び評価を行い、地域の健康課題を把握する。

#### 【現状と課題】

既存データ（人口動態、死亡、介護、医療等）及び業務を通じて得た情報等を用いて地域全体を把握する必要がある。

**【計画】**

- ・ 既存データ（人口動態、死亡、介護、医療等）の活用方法を習得する。
- ・ データ分析を行い、市町支援計画の策定及び評価につなげる。
- ・ 得られたデータおよび結果を市町へ還元する。

## **14.5 市町支援事項**

### **14.5.1 市町支援計画事業**

**【事業目的】**

地域保健対策への地域住民のニーズの把握に努め、専門的な立場から企画、調整、指導およびこれらに必要な事業を行い、市町への積極的支援に努めることで健康なまちづくりの推進を図る。

**【現状と課題】**

- ・ 市町は住民に身近で利用頻度の高い保健・福祉サービスを実施し、保健所は広域的、専門的かつ技術的業務を担っている。
- ・ 地域診断等を強化することにより、市町と保健所が情報を共有し、地域特性に応じた健康施策を共に考えていく必要がある。

**【計画】**

- ・ 市町との協議の場を設け、市町が求める支援内容を把握する。
- ・ 平成27年度市町支援計画策定に向けた準備を行う。
- ・ 各種統計データの分析及び市町への情報還元を行う。